

議案第119号 平成30年度宝塚市一般会計補正予算（第3号）

資料2 危険ブロック塀等撤去支援事業の概要

宝塚市危険ブロック塀等撤去支援事業

地震発生時における道路等の通行の安全や迅速な避難経路の確保を図るため、個人住宅等の危険なブロック塀等の撤去に対して補助を実施する。

- 対象施設 宝塚市内の個人住宅（賃貸住宅*を除く）
(※ 長屋又は共同住宅の場合は、住戸数の過半を賃貸するもの)
- 補助対象 一般の通行の用に供する道に面するブロック塀等で、道からの高さが80cm以上のもの、かつ次のいずれかに該当するもの
 - ・ 現行の建築基準法の規定に適合していないもの
 - ・ 傾きや著しいひび割れがある等により危険な状態のもの
- 対象経費 次のいずれかの工事に要する経費
 - ・ 道からの高さを60cm以下とする工事
 - ・ ブロック塀等をすべて撤去する工事
- 補助金額 対象経費の2/3以内で、かつ20万円を限度とする。
- 補助金の負担割合 国1/2、県1/4、市1/4